

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
(試験研究用等原子炉)
平成30年度第2回保安検査報告書

平成30年11月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	3
(3) 違反事項	12
4. 特記事項等	12

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成30年 8月28日(火)
至 平成30年 8月31日(金)

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 梶田 啓悟

原子力保安検査官 大高 正廣

原子力保安検査官 星 勉 他

2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目(下線は保安検査重点項目に基づく検査項目)

- ① 外部事象等に対する体制の整備状況
- ② 異常事象等発生時の措置
- ③ 改善活動の取組状況
- ④ 施設定期自主検査の実施状況
- ⑤ その他必要な事項

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては「外部事象等に対する体制の整備状況」、「異常事象等発生時の措置」、「改善活動の取組状況」、「施設定期自主検査の実施状況」及び「その他必要な事項」を検査項目として、資料確認、聴取等により検査を実施した。

- ① 「外部事象等に対する体制の整備状況」については、新規制基準に適合したことから、運転を再開しているNSRR施設及び改造工事等が実施されるSTACY施設において、外部事象等に対する保安規定の改定に伴い、施設の運転手引、対応する要領書等が改訂され、新たに必要なマニュアルが策定されていることを確認した。改訂された運転手引等については、職員への周知及び教育を実施していることを保安教育訓練実施報告書等により確認した。

②「異常事象等発生時の措置」については、現在、運転をしているNSRR施設及び廃棄物処理施設について、異常時の措置に係る下部規定として「運転手引」、「防護活動手引」、「防護資機材管理要領」等が整備、改訂されていること、異常事象発生時における通報連絡及び初期活動について、職員に対する教育・訓練が定期的実施されていることを要領書、保安教育・訓練報告書等により確認した。また、必要な防護具等の資機材については、毎月1回以上の点検が実施されていることを点検記録等により確認した。

③「改善活動の取組状況」について、事業者の不適合管理及び是正処置は、不適合管理専門部会で審議され、了承された後に、原子力科学研究所（以下「原科研」という。）所長（以下「所長」という。）又は所管部長の承認を得ていることを議事録、不適合管理票、是正処置報告書等により確認した。

また、抜き取り検査として、前回の保安検査で確認された「STACY解体工事における放射線作業連絡票の検討不十分」の不適合事案について確認した結果、不適合管理専門部会で審議され、所長が承認した後、是正処置として関連要領書の改訂及び職員への教育等が実施されたことを議事録、是正処置報告書等により確認した。さらに、当該不適合事案を含め、根本的な対策として原科研の全施設の担当課長の安全に対する認識及び力量の向上を図るため、保安管理部長は、原科研全施設の担当課長に対して面談を実施し、安全に対する認識の確認と今後改善すべき事項を指導したことを確認した。保安管理部長は、今後とも継続して各施設担当課長へのフォローアップを実施していく予定であることを確認した。

④「施設定期自主検査の実施状況」については、廃止措置計画が実施されているJRR-2施設及びJRR-4施設について、「保安規定」、「本体施設管理手引」、「施設定期自主検査要領書」等に基づき、施設定期自主検査を実施し、全ての対象設備及び検査項目を実施していることを施設定期自主検査報告書等により確認した。JRR-2施設を管理する廃止措置課長及びJRR-4施設を管理するJRR-4管理課長は、施設定期自主検査の結果をそれぞれバックエンド技術部長及び研究炉加速器技術部長に報告し、報告を受けた各所管部長は、各施設担当の廃止措置施設保安主務者に通知すると共に、所長へ報告していることを業務連絡書等により確認した。

⑤「その他必要な事項」については、前回の保安検査以降、事業者が自主的に改善するとして事項として、(i)保安活動における管理責任者(担当理事)の関与について「担当理事とのコミュニケーション要領」を制定し、運用していること、

(ii) 担当理事と原子炉主任技術者との連携体制については、「担当理事とのコミュニケーション要領」を制定し、意見交換会を実施していること等を確認した。

以上の確認結果から、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① 外部事象等に対する体制の整備状況

新規規制基準の適合性審査を終了し、運転を再開しているNSRR施設及び改造工事等が実施されるSTACY施設について、外部事象に対する体制の強化として、関連する設備・機器の管理、外部事象の発生時の対応、要員の教育訓練、関連する要領書及びマニュアル等の整備状況を検査した。

①-1 【NSRR施設】

NSRR施設における外部事象(自然現象等)の影響評価については、考慮すべき外部事象の抽出結果及び当該施設への影響を低減する対策を評価していることを確認した。これに基づき、保安規定を改定し、自然現象の地震、竜巻、火山噴火、森林火災等及び津波に対する対応措置等について、「NSRR本体施設運転手引」、「NSRR自然現象等対応手引」、「NSRR竜巻飛来物の管理要領」、「NSRR森林の管理要領」等の下部規定及び対応マニュアルが整備されていることを確認した。

保安規定及び品質保証計画書に基づき、「NSRR本体施設運転手引」の改定及び「NSRR自然現象等対応手引」の制定については、NSRR管理課課内技術検討会(平成30年3月8日)にて検討し、作成されたこと、その後、研究炉加速器技術部部内安全審査会で審議し、了承された後、部長が承認していることを議事録等により確認した。改定された「NSRR本体施設運転手引」及び制定された「NSRR自然現象等対応手引」については、課員への周知・教育を平成30年3月29日及び4月2日に実施したことを「保安教育・訓練実施報告書」により確認した。また、「NSRR竜巻飛来物の管理要領」及び「NSRR森林の管理要領」については、課内技術検討会の審議を経て、NSRR管理課長が承認し、制定されたことを議事録及び改定履歴により確認した。制定された「NSRR竜巻飛来物の管理要領」及び「NSRR森林の管理要領」については、課員への周知・教育を平成30年3月29日及び4月26日に実施したことを「保安教育・訓練実施報告書」により確認した。

NSRR施設の周辺環境管理について、NSRR管理課長は、「NSRR竜巻

飛来物の管理要領」に基づき、NSRR原子炉施設の150mの範囲における飛来する可能性のある物を固縛等した。それらの点検を施設定期検査毎に実施していることを要領書等により確認した。森林火災への対策として、NSRR管理課長は、「NSRR森林の管理要領」に基づき、NSRR施設において草木の状況を確認する範囲及び森林の境界について、毎月点検を実施し、管理していることを「森林の管理確認表」により確認した。

①-2 【STACY施設】

STACY施設における外部事象の影響評価について、考慮すべき外部事象の抽出結果及び当該施設への影響を低減する対策を評価していることを確認した。これに基づき、保安規定を改定し、地震、竜巻、火山噴火、森林火災等及び津波の自然現象について、「STACY施設本体施設運転手引及びTRACY施設本体管理手引」、「STACY施設及びTRACY施設自然現象等対応要領」の下部規定が整備されていることを確認した。なお、STACY施設については、現在、解体工事を実施中であり、今後、新規の原子炉施設を設置した時点で、再度、保安規定を改定すると共に、自然現象等の対応マニュアルを整備する予定であることを聴取により確認した。

「STACY施設本体施設運転手引及びTRACY施設本体管理手引」の改定については課内技術検討会にて検討し、作成された後、部内品質保証委員会で審議し、了承された後、部長が承認されたことを議事録等により確認した。また、「STACY施設及びTRACY施設自然現象等対応要領」の制定については、課内技術検討会にて審議し、了承された後、臨界技術第1課長が承認していることを議事録等により確認した。また、改定された「STACY施設本体施設運転手引及びTRACY施設本体管理手引」及び「STACY施設及びTRACY施設自然現象等対応要領」については、課員への周知・教育を平成30年3月14日に実施したことを保安教育・訓練実施報告書により確認した。

以上の検査結果から「外部事象等に対する体制の整備状況」については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかった。

②異常事象等発生時の措置

運転を再開している試験研究用等原子炉施設のNSRR施設及び廃棄物処理施設において、仮に異常事象等が発生した場合についての拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるように、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われ、継続的な改善活動が実施されていること等を

検査した。

②-1 【NSRR施設】

NSRR施設の異常事象発生時における措置としての通報連絡及び初期対応活動について、保安規定の下部規定として、「NSRR本体施設運転手引」、「NSRR防護活動手引」、「防護資機材の管理要領」等が整備されていること、関連する規定として「原子力科学研究所事故対策規則」が整備されていることを確認した。

保安規定の改定に伴い、「NSRR本体施設運転手引」及び「NSRR防護活動手引」は、NSRR管理課課内技術検討会にて審議され、改定された後、研究炉加速器管理部部内安全審査会です承されたことを議事録等により確認した。「NSRR非常用防護資機材管理要領」においては、安全避難通路等に係る機器等の管理及び除灰に使用する資機材の管理等が追加されたことから、NSRR管理課課内技術検討会（平成30年3月29日）の審議を経て、NSRR管理課長が承認し、改定されたことを議事録及び改定履歴により確認した。

「NSRR本体施設運転手引」、「NSRR防護活動手引」及び「NSRR非常用防護資機材管理要領」の改訂については、課員への周知・教育を平成30年3月29日及び4月26日に実施したことを「保安教育・訓練実施報告書」により確認した。

至近の教育・訓練の実施状況については、NSRR施設の再稼働に向けて、NSRR事故対応時訓練（平成30年6月25日）、勤務時間外通報連絡訓練（平成30年6月13日）を研究炉加速器技術部長以下、NSRR管理課、放射線管理課第2課、工務第1課及び燃料安全研究グループの関連全職員に対して実施したことを保安教育・訓練実施報告により確認した。また、NSRR原子炉建屋の除灰作業における安全装備の着用訓練（平成30年8月10日及び17日）を実施したことを保安教育・訓練実施報告等により確認した。

また、「NSRR非常用防護資機材管理要領」に基づき、異常事象発生時に必要な防護具、グリーンハウス等の資機材、安全避難通路等に係る機器、除灰に使用する資機材等の点検を毎月1回の頻度で実施していることを点検記録により確認した。

②-2 【廃棄物処理施設】

廃棄物処理施設においては、保安規定の下部規定としてバックエンド技術部が制定した「廃棄物処理場本体施設運転手引」、並びに放射性廃棄物管理第1課、放射性廃棄物第2課及び高減容処理技術課ごとに制定した「放射性廃棄物処理場施設防護活動手引」が整備されており、これらの手引において、

異常事象発生時における通報連絡及び初期対応活動の対応が明記されていることを確認した。防護器材等の維持管理は、各課の「放射性廃棄物処理場施設防護活動手引」に定めて、緊急用防護器材在庫チェックシートにより、毎月1回以上の点検を実施していることを点検記録により確認した。

至近の訓練の実施状況については、放射性廃棄物管理第1課及び放射性廃棄物第2課は、平成30年度のグリーンハウス設置及び身体除染訓練について、訓練場所及び内容を設定した年間スケジュールを作成して実施していることを訓練スケジュール及び訓練実施報告書により確認した。また、当該訓練での反省点を次回の訓練に反映することとしていることを訓練実施報告書により確認した。

一方、高減容処理技術課においては、想定事故に対する課内自主訓練を実施した後、当該訓練における反省点を抽出し、その改善内容を追加した訓練計画を策定して、再度訓練を実施することとし、当該訓練の所定の目標を達成できるまで、適宜繰り返し実施し、訓練の成果を得ていることを訓練計画及び実施報告書により確認した。

以上の確認結果から、異常事象等発生時の措置については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかった。

③改善活動の取組状況

事業者の継続的な品質保証に関する改善活動のうち、不適合管理、是正処置及び予防処置の保安活動において、不適合事象に対する適切な原因究明、確実な再発防止策の是正処置が行われているか、他の施設で得られた知見について、自らの施設に適用すべき予防処置として適切に判定して対応できているかを検査した。また、これらの処置の有効性評価が実施され、継続的な改善活動が実施されていることを確認した。

③-1 不適合管理、是正処置及び予防処置の保安活動のプロセス

不適合管理については、「不適合管理及び是正処置並びに予防処置要領」に従い、不適合管理専門部会の審議を不適合管理、是正処置を実施することになっていること、事故・故障等に係る法令報告事象等、又は法令報告事象に準ずる事象等は、所長が承認し、軽微な事象等は、部長が承認することになっていることを確認した。それ以外の事象については、不適合管理専門部会で審議され、その内容は、業務連絡書により周知されていることを確認した。

不適合に係る是正処置計画について、保安管理部長は、当該是正処置を原科研内に水平展開する必要があると判断した場合は、水平展開指示書を作

成し、所長が承認後、各担当課長に予防処置を実施させることを「水平展開要領」により確認した。

また、原科研外の技術情報については、保安管理部が情報を入手し、保安管理部長が水平展開をする必要があると判断した場合には、水平展開指示書を作成し、所長が承認後、各課長に周知、又は予防処置の実施を指示していることを確認した。また、各部が収集した原科研外の技術情報に基づき、予防処置が必要と判断し、予防処置を実施した場合には、予防処置報告書を作成し、部長の承認後、保安管理部長に提出することになっていることを確認した。

③-2 原科研における過去2年間の不適合管理、予防処置の実施状況

過去2年間で炉施設にて発生した不適合管理の事例について不適合管理、是正処置が適切に実施されたか計画書及び報告書を確認した。

平成29年及び平成30年の過去2年期間において、原科研の試験研究炉施設での不適合案件は、7件であり、その内訳は、4件が誤記等の軽微なもの、2件は設備管理の適正化、1件は、STACY解体工事における放射線作業連絡票の運用適正化であったことを「不適合管理票一覧」により確認した。

一方、過去2年間の原科研の試験研究炉施設での予防処置の実施状況について、目視確認が困難な外観検査要領の見直し、昨年同機構の大洗研究所で発生した汚染事故を踏まえた核燃料物質の貯蔵、STACY解体工事における放射線作業連絡票の運用適正化等の予防処置が水平展開として各試験研究用等原子炉施設で実施されていることを「予防処置一覧」により確認した。

また、抜き取り検査として、前回の保安検査で事業者が自主的に改善するとした事項の不適合管理「STACY解体工事における放射線作業連絡票の検討不十分」について、その実施状況について確認した。その結果、臨界技術第1課長は平成30年5月29日に不適合管理票を作成し、その後、不適合管理専門部会（平成30年5月30日）で審議され、ランク区分Bとして処置されたことを不適合管理票により確認した。また、当該不適合については原因分析が行われ、是正処置として、①放射線レベルや保護具が異なる複数の作業については個別に放射線作業連絡票を起票すること、②本件の経緯及び対策の教育を実施すること等が計画され、これらについて不適合管理専門部会において審議され、妥当と判断されたことを審議記録により確認した。その後、是正処置が実施されたことを「是正処置報告書」、等により確認した。

保安管理部長は、当該是正処置計画書において水平展開が必要と判断し、原科研の全部長宛に水平展開指示書により、上記是正処置の項目に係る予防処置の実施を指示したことを業務連絡書より確認した。これを受けて、各部長は、予防処置計画及び予防処置報告書を作成し、保安管理部長に提出してお

り、保安管理部長は、各部の本事案に対する調査・改善及び教育が実施されたことを保安教育・訓練実施報告書等により確認している。

また、「放射線安全取扱手引」を所管する放射線管理部長は、水平展開指示書に従い、「放射線安全取扱手引」の見直しを行い、部内品質保証委員会にて審議し、原子炉施設安全審査委員会及び使用施設安全審査委員会の審議を経て、所長の承認後、平成30年8月24日に施行されたことを確認した。

保安管理部品質保証課は、「安全に関する水平展開実施要領に基づく情報提供」として安全・核セキュリティ統括部に報告していることを業務連絡書（平成30年6月5日）により確認した。安全・核セキュリティ統括部は、各拠点長に対してメールにて同案件の情報を周知したことを聴取により確認した。

さらに、保安管理部長は、これまでの不適合事案等を踏まえ、その対策として、原科研の全施設の担当課長の安全に対する認識の確認とその向上を図るため、担当課長との面談等を平成30年6月11日から同年8月3日の期間に実施し、施設担当課長の確認結果と今後改善すべき指導内容を取りまとめていることを確認した。保安管理部長は、今後とも継続して施設担当課長との面談を実施し、フォローアップしていく予定であることを確認した。

③-3 是正処置及び予防処置の有効性評価の実施状況

是正処置及び予防処置について、抜き取りで各1件を抽出し、要領書等に基づき是正処置及び予防処置の有効性評価が適切に実施されていることを確認した。

是正処置について、「工学的安全施設監視盤の点検作業中の警報発報（平成28年12月9日発生）：JRR-3管理課」の実施状況を確認した結果、是正処置完了日（平成29年3月24日）のほぼ6ヶ月後に、JRR-3管理課長は是正処置の有効性評価を実施し、①同様の不適合の再発が無いこと、②原因の特定が適切であったこと、③再発防止に有効であったこと等の視点から、対応は有効であったとし、研究炉加速器技術部長の承認を得ていることを確認した。

予防処置について、「汚染事故発生時の防護活動能力の強化（平成29年10月2日起票）：保安管理部危機管理課」の実施状況を確認した結果、予防処置完了日（平成29年10月26日）のほぼ6ヶ月後に、危機管理課長は、予防処置の有効性評価を確認し、①グリーンハウスの設置が円滑に対応できていること、②グリーンハウスの設置の改善が図られていること、③訓練を継続し、更なる防護活動能力の強化に努めていること等の視点から、対応は有効であったとし、保安管理部長の承認を得ていることを確認した。

以上の検査結果から、改善活動の取組状況については、保安検査で確認した

範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかった。また、不適合事案に対する根本的な対策として、保安管理部長は、今後とも原科研の全施設の担当課長との面談を実施して、各課長の安全に対する認識及び力量の向上を図ることを継続していくとしていることから、保安検査等で引き続き確認していく。

④施設定期自主検査の実施状況

廃止措置計画が実施されている原子炉施設のうちJRR-2施設及びJRR-4施設について、保安規定等に基づき施設定期自主検査が適切に実施され、施設の維持管理が確実に実施されているかを検査した。主な内容は以下の通り。

④-1 JRR-2施設

廃止措置中のJRR-2施設を管理するバックエンド技術部廃止措置課において、平成29年度のJRR-2施設の施設定期自主検査の実施状況を確認した結果、保安規定に従い、バックエンド技術部長は、施設定期自主検査の予定期間を含めて、JRR-2施設の「年間管理計画」を策定し、JRR-2廃止措置施設保安主務者の同意後、所長の承認を得ていることを「平成29年度JRR-2年間管理計画」により確認した。その後、バックエンド技術部長は、「年間管理計画」を廃止措置課長、工務技術部工務第2課長及び放射線管理部放射線管理第1課長に通知していることを業務連絡書により確認した。

施設定期自主検査の実施に当たって、廃止措置課長は、「JRR-2本体施設 施設定期自主検査実施計画」、工務第2課長から通知された「JRR-2特定施設 施設定期自主検査実施計画」及び放射線管理部線量管理課長から通知されたJRR-2施設の放射線管理設備に係る「施設定期自主検査実施計画」を取りまとめて、JRR-2施設の「施設定期自主検査実施計画」を策定し、JRR-2廃止措置施設保安主務者の同意後、バックエンド技術部長の承認を得ていることを「JRR-2施設定期自主検査実施計画(平成29年度)」により確認した。その後、廃止措置課長は、当該実施計画を工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知していることを業務連絡書により確認した。

廃止措置課長は、「JRR-2本体施設 施設定期自主検査記録(平成29年度)」、工務第2課長から通知された「JRR-2特定施設 施設定期自主検査報告書」及び線量管理課長から通知されたJRR-2施設の「放射線管理施設に係る施設定期自主検査等報告書」を取りまとめると共に、施設定期自主検査の対象設備・機器及びそれらの検査項目をすべて実施していることを確認した後、施設定期自主検査の実施内容及び結果、並びに実績表をバックエンド技術部長に報告していることを業務連絡書により確認した。

バックエンド技術部長は、廃止措置課長から報告を受けた施設定期自主検査の実施内容及び結果、並びに実績表について、JRR-2廃止措置施設保安主務者に通知すると共に、所長へ報告していることを「業務連絡書」により確認した。

④-2 JRR-4施設

廃止措置中のJRR-4施設を管理する研究炉加速器技術部JRR-4管理課において、平成29年度のJRR-4施設の施設定期自主検査の実施状況を確認した結果、保安規定に従い、研究炉加速器管理部長（現在、研究炉加速器技術部長）は、施設定期自主検査の予定期間を含めて「年間管理計画」を策定し、JRR-4廃止措置施設保安主務者の同意後、所長の承認を得ていることを「平成29年度JRR-4年間管理計画」により確認した。その後、研究炉加速器管理部長は、「年間管理計画」をJRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知していることを業務連絡書により確認した。

JRR-4施設の廃止措置に伴う保安規定の改定（平成29年11月29日認可）及び施行（平成29年12月15日）が行われたことから、施設定期自主検査の実施に当たって、JRR-4管理課長は、廃止措置における施設定期自主検査の設備・機器及び検査項目に変更した施設定期自主検査実施計画を作成し、JRR-4廃止措置施設保安主務者の同意後、研究炉加速器管理部長の承認を得ていることを「JRR-4原子炉施設 施設定期自主検査実施計画（変更）」により確認した。その後、JRR-4管理課長は、当該実施計画を利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知していることを業務連絡書により確認した。

JRR-4管理課長は、「JRR-4原子炉施設 施設定期自主検査記録」、線量管理課長から通知されたJRR-4施設の「放射線管理施設に係る施設定期自主検査等報告書」を取りまとめると共に、施設定期自主検査の対象設備・機器及びそれらの検査項目をすべて実施していることを確認した後、施設定期自主検査の実施内容及び結果、並びに実績表を研究炉加速器管理部長に報告していることを業務連絡書により確認した。

研究炉加速器管理部長は、JRR-4管理課長から報告を受けた施設定期自主検査の実施内容及び結果、並びに実績表について、JRR-4廃止措置施設保安主務者に通知すると共に、所長へ報告していることを「業務連絡書」により確認した。

④-3 力量管理

廃止措置課、JRR4管理課、工務第1課及び線量管理課においては、施設定期自主検査に係る力量基準が定められており、JRR-2及びJRR-4本体施

設、特定施設及び放射線管理施設の施設定期自主検査を実施する課員は、中級及び上級に区分された職員が実施していることを「力量評価表」により確認した。

以上の検査結果から、施設定期自主検査の実施状況については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかった。

⑤その他必要な事項

⑤-1 保安活動における管理責任者(担当理事)の明文化

「品質目標管理要領」及び「保安活動の評価要領」を平成30年6月29日に改定し、担当理事は、原科研の品質目標の設定に当たって事前に内容を確認すると共に、所長から設定された品質目標及びその達成状況の報告を受けることを「品質目標管理要領」により確認した。また、保安活動については、所長から保安活動の評価結果の報告を受けることを「保安活動の評価要領」により確認した。

上記の担当理事の関与については、「担当理事とのコミュニケーション要領」が平成30年6月29日に策定・施行され、明文化していること、実績として平成30年6月12日に平成29年度の原科研の保安活動の実施状況が担当理事に報告され、了解されたことを「内部コミュニケーション活動の記録」により確認した。

⑤-2 担当理事と原子炉主任技術者との連携体制の構築についての確認

担当理事と原子炉主任技術者との連携体制については、「担当理事とのコミュニケーション要領」が策定され、その中で、担当理事と原子力主任技術者との意見交換会が設置され、年4回の頻度で開催されること、第1回原科研担当理事と原子炉主任技術者との意見交換会が平成30年6月15日に開催されていることを「内部コミュニケーション活動の記録」により確認した。

⑤-3 STACY解体工事の作業現場での安全確保の状況

STACY炉室の解体工事作業現場においては、当該作業の放射線作業連絡票、リスクアセスメントのワークシート、実施体制表、KY/TBMシート等が掲示されていること、当該作業に関連した過去の事故・トラブル事例の掲示がされており、安全意識の向上を図っていることを確認した。また、STACY施設の解体工事の作業毎に放射線作業連絡票が作成され、放射線管理担当課の確認及び施設担当課長の承認を得ていること、同様に、STACY解体工事の作業毎に、リスクアセスメントのワークシートが作成され、防護具等の装備が指示されていることを確認した。

上記のように、前回保安検査での事業者が自主的に改善するとして事項が実施されており、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。

2) 追加検査項目

なし

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項等

なし

(別添1)

保安検査日程

月 日	8月28日(火)	8月29日(水)	8月30日(木)	8月31日(金)
午 前	●初回会議 ○改善活動の取組状況	●検査前会議	●検査前会議 ○施設定期自主検査の 実施状況	●検査前会議 ○外部事象等に対する体 制の整備状況
	○改善活動の取組状況	○その他必要な事項	○その他必要な事項 (現場確認)	○異常事象等発生時の 措置
午 後	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議
勤務 時間外				

* ○: 検査項目、●: 会議等